2．改正された日本工業規格

刃先交換チップ用ホルダー角シャンク及びカートリッジの呼び記号の付け方	B4125
歯車用ホブの精度	B4355
工作機械試験方法通則―第２部：数値制御による位置決め精度試験	B6190―２
内燃機関―小径ピストンリング―第１部：用語	B8032―１
内燃機関―小径ピストンリング―第２部：測定方法	B8032―２
内燃機関―小径ピストンリング―第６部：鋳鉄製レクタンギュラリング	B8032―６
圧力容器用鏡板	B8247
ロボット及びロボティックデバイス―座標系及び運動の記号	B8437
吸収式冷凍機	B8622
ホーンスピーカ	C5504
オーディオ，ビデオ及び類似の電子機器―安全性要求事項	C6065
ネオン変圧器	C8109
ステンレス鋼板の超音波探傷検査方法	G0802
機械構造用合金鋼鋼管	G3441
水配管用亜鉛めっき鋼管	G3442
ステンレス鋼サニタリー管	G3447
配管用炭素鋼鋼管	G3452
高温配管用炭素鋼鋼管	G3456
ボイラ・熱交換器用合金鋼鋼管	G3462
鉄塔用高張力鋼管	G3474
建築構造用炭素鋼鋼管	G3475
一般機械構造用炭素鋼鋼管	G3478
焼入性を保証した機械構造用鋼管	G3479
機械構造用炭素鋼鋼材	G4051
焼入性を保証した構造用鋼鋼材（H鋼）	G4052
機械構造用合金鋼鋼材	G4053
トリエーテッドタングステン材料の分析方法	H1405
識別カード―記録技術―第１部：エンボス	X6302―１
食品缶詰用金属缶の仕様	Z1571

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成28年11月21日に下記の日本工業規格を廃止したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 28 年 11 月 21 日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗

記

廃止された日本工業規格

スローアウェイチップ用ホルダー角シャンクの形状・寸法	B4126
空気圧―圧縮性流体用機器―流量特性の試験方法	B8390
特別高圧架線金具	C3701
電気設備用電線管の外径及びねじ	C8463

告　示

最低賃金の改正決定に関する公示

栃木労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、栃木県塗料製造業最低賃金（平成20年栃木労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 11 月 21 日

栃木労働局長　白兼　俊貴

第４号中「１時間888円」を「１時間904円」に改める。

附　則

この決定は、平成28年12月31日から効力を生ずる。

栃木労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、栃木県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年栃木労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 11 月 21 日

栃木労働局長　白兼　俊貴

第４号中「１時間835円」を「１時間851円」に改める。

附　則

この決定は、平成28年12月31日から効力を生ずる。

和歌山労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、和歌山県百貨店，総合スーパー最低賃金（平成20年和歌山労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 11 月 21 日

和歌山労働局長　中原　正裕

第４号中「１時間780円」を「１時間799円」に改める。

附　則

この決定は、平成28年12月30日から効力を生ずる。

岡山労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岡山県船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金（平成20年岡山労働局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 11 月 21 日

岡山労働局長　金田　弘幸

第４号中「１時間869円」を「１時間890円」に改める。

大分労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大分県各種商品小売業最低賃金（平成20年大分労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 11 月 21 日

大分労働局長　南保　昌孝

第４号中「１時間714円」を「１時間716円」に改める。

附　則

この決定は、平成28年12月25日から効力を生ずる。

鹿児島労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年鹿児島労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 11 月 21 日

鹿児島労働局長　江原　由明

第４号中「１時間762円」を「１時間780円」に改める。